

## 令和6年度 緑区対話集会開催概要(7月)

No	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>・調整区域の生活環境向上(市街化区域との格差軽減)と美園地区の防犯・交通安全の推進</p> <p>南部領辻ファミリーマート前、T字交差点の舗装のため赤枠消去した場所に再度赤ライン設置を希望。</p>	<p>当該箇所に置ける路面表示の修繕につきましては、5月23日(木)に現地を確認し、赤枠が消失していることを確認しております。</p> <p>今後、道路維持課が赤枠の再塗装を実施してまいります。</p> <p>【緑区役所 くらし応援室】</p>
2	<p>・美園地区の生活圏</p> <p>美園3号線 センターフィールドとイオンスーパー間に横断禁止サイン設置及び啓もう告知を要望させていただきます。 (理由)歩行者が中央分離帯を横断。</p>	<p>歩行者横断禁止標識の設置につきましては、所管が浦和東警察署交通課となりますことから、浦和東警察署交通課の担当者に伝えます。</p> <p>また、付近の交通安全対策といたしましては、くらし応援室と浦和東警察署交通課、道路安全対策課にて合同点検を実施して、必要に応じて交通安全対策を検討してまいります。</p> <p>【緑区役所 くらし応援室】</p>
3	<p>・緑区寺山 足立神社脇のロータリー付近の危険性について</p> <p>緑区寺山地域内の天久保用水沿いの道路を浦和東高校裏口から南に白寿園前まで来ると、国道122号につながる道路、寺山陸橋、ロータリー等があり、車がいくつもの方向から来る。</p> <p>ついでには次の事について、交通安全対策を実施していただきたい。</p> <p>①寺山陸橋に向かうカーブについて 寺山陸橋の西側からくる車がスピードを出して通行するため、スピードを落とすような標識などを設置して欲しい。</p> <p>②ロータリーからの右左折について ロータリーから右左折する際、見通しが悪く危険なのでカーブミラーを設置して欲しい。</p> <p>③用水路脇から来る車両について 用水路脇から来る車両が停止することなく進入するので、停止線が注意喚起する看板を設置して欲しい。</p>	<p>寺山陸橋付近に係る交通安全対策につきましては、5月17日(金)に現地を確認し、次の対策を実施、検討してまいります。</p> <p>①寺山陸橋西側の連続するカーブ地点に設置されている「減速マーク」の路面表示が見えづらくなっているため、再塗装を実施してまいります。</p> <p>②ロータリーから右左折する際、寺山陸橋西側から来る車両が見づらいため、新たに道路反射鏡が設置可能か検討してまいります。</p> <p>③用水路脇の道から来る車両が止まることなく右左折するため、注意喚起の看板を設置いたします。</p> <p>【緑区役所 くらし応援室】</p>
4	<p>・寺山地区内の天久保用水沿い 約800m(浦和東高校裏門入口～白寿園前)の道路整備について</p> <p>この道路沿いには、白寿園側から入って数百メートルの所に産廃業者が2社あり、4トトラックが頻繁に運行しています。本来、この重量のある車の運行を想定していなかったため、道路の損傷が激しいものがあります。昨年と今年の3月、道路維持課様により100m程を舗装していただきました。しかし、その先の産廃業者のある所までは多くの穴ぼこがあり、通行することがひどく大変でした。すると、産廃業者が何回か勝手に土や砂利を入れ、その結果、地面が10cm程高くなるという状態になっています。早く4トトラックが通行しても壊れない頑丈な道路に舗装していただきたいです(今年3月に舗装していただいた所すでにひび割れができています)。</p> <p>また1案として、産廃業者を別のルート(裏側から回る道)で運行させることはできないでしょうか。</p> <p>地域住民の散歩や高校生の自転車通学が危険にさらされています。どうか道路整備とともに、産廃業者との共生の姿を御提示いただければと思います。</p>	<p>○道路の舗装について 道路の舗装につきましては、今後も引き続き、継続的に舗装を実施してまいります。</p> <p>【建設局 南部建設事務所 道路維持課】</p> <p>○産廃業者の指導について ご提案いただきました運行ルートの変更につきましては、事業者側へ協力を依頼し、承諾を得ました。当課としても、引き続き産廃物の保管状況等の監視を行うとともに、必要に応じて是正等の指導を行ってまいります。</p> <p>【環境局 資源循環推進部 産廃物指導課】</p>
5	<p>・調整区域の生活環境向上(市街化区域との格差軽減)と美園地区の防犯・交通安全の推進</p> <p>美園地区のさいたま市立野田小学校の学区を越えた通学希望者の募集と送迎車運行計画はございますか。</p>	<p>野田小学校の学区を越えた就学については緑区大字玄蕃新田568～722と美園1丁目(全域)について、それぞれ大門小学校、美園北小学校の通学区域にありますが、学校が選択できる特定地域に設定されており、希望により野田小学校の就学をお認めしている状況です。小学校入学を予定しているお子様のいる特定地域にお住いの御家庭に対しては、入学前年の7月下旬から8月上旬頃に学校選択に関し手紙で御案内を行っています。</p> <p>また、野田小学校の児童に対する送迎車の運行については、現在のところ検討を行っていません。</p> <p>【教育委員会事務局 学校教育部 学事課】</p>
6	<p>・調整区域の生活環境向上(市街化区域との格差軽減)と美園地区の防犯・交通安全の推進</p> <p>日本一長い桜回廊 見沼用水東縁に景観に合わせたトイレ設置を提案。 (理由)観光と環境向上のため。</p>	<p>日本一長い桜回廊の観光と環境向上のための貴重なご意見として、参考とさせていただきます。</p> <p>【都市局 みどり公園推進部 見沼田圃政策推進課】</p>
7	<p>・区画整理地内の道路について</p> <p>大門下地区から戸塚差間線に抜ける迂回路を作っていただきたい。</p>	<p>本件の整備につきましては、さいたま市大門第二特定土地区画整理組合が施行している大門第二特定土地区画整理事業地内になります。そのため、組合の事務局である一般財団法人さいたま市土地区画整理協会に以下の内容を確認しました。</p> <p>現在通行止めとしている道路(大門南通り線)については、警察から、戸塚差間線との交差点に信号機がない状態で開放することは非常に危険なため、開放しないよう指導を受けています。</p> <p>また、迂回路として考えられる、現在整備中の西側に抜ける道路については、一部排水構造物が未整備であることや、現在ライフラインの工事を実施中であり、安全面及び管理上の観点から車両を通すことは難しい状況です。</p> <p>なお、通行止めとしている道路(大門南通り線)については、戸塚差間線との交差点の開放と併せ、令和6年10月末頃を目標に開通する予定と伺っております。</p> <p>【都市局 まちづくり推進部 区画整理支援課】</p>

## 令和6年度 緑区対話集会開催概要(7月)

No	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
8	<p>・ゴミ収集所の設置について</p> <p>現在、美園3丁目側の自治会で管理するゴミ収集所が1ヶ所しかなく(玄蕃新田自治会館敷地内)、美園4丁目側の住民からすると距離があるため、ゴミの量が多いと軽トラで運搬している状況であります。</p> <p>付近の公園(美園3丁目第二公園)等に場所をご提供いただき、ゴミ収集所を設置させていただくことをご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>○美園3丁目第二公園について 都市公園法の占用物件、公園施設に該当しないため、公園内の設置は許可しておりません。 【都市局 みどり公園推進部 南部公園整備課】</p> <p>○公園付近道路等について ご提案のありました公園付近の場所の提供について、本市では道路内にゴミ収集所区域を設定する(道路占用許可といいます)ことは行っておりません。 道路の管理上、通行の支障になると思われる物件は設置できませんので、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。 【建設局 土木部 土木総務課】</p> <p>○ゴミ収集所の設置について 先ず敷地内での設置につきましては「さいたま市都市公園条例:第4条」に抵触するため設置できません。これは公園の利用行為と異なるためです。また、公園のまわりにおいては、東側と西側の道路が「みその都市デザイン方針」での拠点間を結ぶ歩行導線となっておりますので、設置は難しいと思われます。北側と南側の公園沿いについては、「みその都市デザイン方針:戦略4-1(3)」を遵守していただきながら「道路の一時使用」での利用であれば可能であると思われます。 【環境局 資源循環推進部 東部清掃事務所】</p>
9	<p>1. 高齢者世帯に対する今後の活動について</p> <p>新築の住宅等に入居して新しく自治会に加入する世帯が増加している状況ですが、古くから居る世帯で子どもが独立し家を出て、高齢となった親のみ世帯も増えています。例えば、会費は納付できても地区の活動に参加するには体力的に困難だったり、役割の清掃当番が回ってきても思うように活動できない方もいます。現在のところ、当番をとばしたり、役員が代わりに行ったりしていますが、他の自治会や区等ではどのような対応・支援をしているのかわかりたい状況です。</p>	<p>各区の対応・支援を確認しましたが、同じように当番をとばしたり、役員が代わりに行ったりしている自治会があります。</p> <p>また、他の自治会の事例では、会則上で病気・ケガの治療中等健康上の理由から役員を免除する規定を設けている所があります。</p> <p>役員等を引き受けられないことを理由に高齢の方が自治会を抜けてしまうケースが多いので、支援が必要な高齢の方こそ、役員や活動の免除などをよく相談することが必要であると考えます。</p> <p>他区の状況を確認しましたが、自治会内で相談していただくしかないのが実情です。自治会に所属続けられ、地域とつながりを持ち続けていけるようにするには、柔軟な対応が大事になると考えます。 【市民局 市民生活部 コミュニティ推進課】</p>
10	<p>2. 高齢者世帯に対する今後の活動について</p> <p>回覧板等の電子化導入に伴い、パソコン等の操作ができない高齢者・障害者に対してどの様に対処してゆけば良いか検討したい。</p>	<p>昨年に実施した電子回覧板モデル事業報告会の参加者からは、回覧板を電子化するメリットがある一方で、これまでの対面で回覧する紙での運用に対する重要性についてご報告をいただいています。市としてもパソコンやスマートフォン等の操作ができない方に対しての紙回覧の重要性は認識しているところです。</p> <p>今後、貴自治会において電子回覧板アプリを導入された場合は、アプリ操作研修会等による運用への支援をしていきたいと考えています。市ホームページ上では、資料の提供や電子回覧板アプリの取り扱いに関する動画などの配信が今後出来るよう現在検討しているところです。 【市民局 市民生活部 コミュニティ推進課】</p>
11	<p>3. 高齢者世帯に対する今後の活動について</p> <p>防災に関しても、大きな災害が発生した場合に、高齢者に対して自治会としてどのような支援ができるのか検討したい。</p>	<p>一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯といった高齢者世帯は、災害などで身を守るために、自治会や自主防災組織など地域住民の支援が重要なものと考えております。</p> <p>平常時には、普段から高齢者の方々を含む地域の人たちと接する機会を増やしたり、定期的な防災訓練への参加を促すことのほか、日頃からの災害への備えとして、懐中電灯や携帯ラジオなどの非常持出品の用意や食料品、お水、便袋などの非常用トイレなどの備蓄品を用意する在宅避難の備えについて啓発する活動も大切なことです。</p> <p>また、災害時にスムーズに高齢者の方々の避難支援を行うためには、支援を必要とする高齢者世帯の把握、避難を支援する方、避難場所、避難方法、情報伝達方法について、事前に打ち合わせを行い、決めておくことが重要です。</p> <p>災害発生時には、高齢者世帯への安否確認や声かけを行い、高齢者の方々に對して複数の支援者で対応することが考えられます。</p> <p>高齢者の方々の支援については、個々の状態に応じた支援を考える必要がありますが、支援する側と支援される側の双方がお互い様の気持ちで実行できるよう対応を検討することが大切と考えております。 【緑区役所 総務課】</p>
12	<p>・間宮ふれあい公園の避難所としての活用</p> <p>今後の私共自治会(近隣区域)として、この公園を避難場所として有効に活用できるよう計画策定をしまいたい。障害になるような案件については少しずつでも解決をしていく共助公助をお願い致しますと存じます。</p>	<p>ご提案にあります公園につきましては、本市における指定緊急避難場所としての要件を満たさないため、指定はいたしません。が、地域の自治会の方が避難所に行く前の一時集合場所としてご利用いただけます。 【総務局 危機管理部 防災課】</p>

## 令和6年度 緑区対話集会開催概要(7月)

No	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
13	<p>・井戸の場所の地図について</p> <p>使用可能な井戸の所在マップがあるといいと考える。 災害時に停電、水道管損傷による断水対策として民間住宅の井戸水の活用は考えられないか。 防災育成補助金で新規井戸掘削費用の適用について考えていただきたい。</p>	<p>○井戸所在マップについて 水道局において設置管理している井戸の所在地については、以下のさいたま市ホームページを参照願います。 民間井戸については、水道局の管理外となりますので、所在地等は不明となります。 <a href="https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/049/001/p062264.html">https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/049/001/p062264.html</a> 【水道局 業務部 水道総務課】</p> <p>○井戸水の活用・自主防災組織育成補助金について 民間住宅の井戸水の活用につきまして、本市といたしましては応急給水場所を設置しており、民間住宅の井戸を活用する予定はございませんが、共助の取組として自主防災組織が地域内の井戸を防災対策用指定井戸と指定する際には、自主防災組織に対して水質検査費用の補助を行っております。</p> <p>また、育成補助金への新規井戸掘削費用の適用につきましては、先述のとおり、共助の取組の中で自主防災組織が民間住宅の井戸を活用するもので、本市から新規井戸掘削への補助の予定はございませんが、既存の井戸を防災対策用指定井戸として活用する場合に井戸から水をくみ上げるためのポンプの購入費用は補助対象としております。 【総務局 危機管理部 防災課】</p>
14	<p>・住居表示の改正の時期について</p> <p>新入会員の住所(売住宅等)が、従来の500番～、3000番～のものが散見される。 住所での所在地確認が容易ではない状況にあり、また駒前自治会でも組の所在がバラバラである。新住居表示が施行された際には組再編成を予定している。 住居表示の改正はいつごろか教えていただきたい。</p>	<p>当該地区では、住居表示の改正又は区画整理による住所変更は予定しておりません。 さいたま市では『さいたま市住所の表示の変更事業実施要綱』にて、住所の表示の変更事業の実施を望む場合、住所の変更等自治会・任意の協議会等による住民発意のもと、地元の合意形成、総意を経たうえで、市へ要望書等をご提出することができるものとしております。要望書提出にあたっての必要事項等詳細については、区政推進部までお問い合わせください。 【市民局 区政推進部 住民記録戸籍担当】</p>
15	<p>・東浦和中学校の西側排水溝の清掃について</p> <p>過去に自治会ごとに粉末防虫剤を散布したことがあったが、現在は個々に対応している。今年も昨年以上の暑さになると言われている。特に東浦和中学校グラウンド西側～越谷街道までの排水溝(下水道)は、雨水及び汚水が排出されている。排水溝部分には蓋がないので汚水が溜まり、ボウフラ等の発生や、蚊、ムカデ、ゴキブリ、カメムシ等と遭遇し、疾患の危険性が危惧される。 特に夏場に向けて定期的に排水溝の管理清掃を希望する。</p>	<p>水路の清掃・草刈りにつきましては、要望を受けてから状況を確認し実施しております。水路の延長も長く広範囲であるため、定期的な管理が行えず、数多くの要望に対しこのような対応となっております。東浦和中学校の西側排水路につきましても、同様の対応とさせていただきます。 【建設局 南部建設事務所 下水道管理課】</p>
16	<p>・第二産業道路沿いの歩道の除草について</p> <p>第二産業道路沿いの歩道の草(特に歩道と擁壁の取り合い部)の雑草がひどく、年2回の行政の草刈りでは特に夏場は追いついていないことから、歩道の通行や見通しに影響が出ているため、草刈りの頻度を増やす等の対応をお願いしたい。</p>	<p>当該箇所の現場を確認したところ、議題のとおり雑草が舗装を突き破る形で、繁茂していることを確認しました。今後については、傷んでいる舗装を部分的に打ち換えをすることにより、根本的な解消に努めたいと考えております。 【建設局 南部建設事務所 道路維持課】</p>
17	<p>・尾間木小改築工事について</p> <p>尾間木小改築工事のスケジュールを簡単に教えてください。</p>	<p>尾間木小学校リフレッシュ改修工事につきましては、令和7年2月末に最後の工事となる体育館改修工事の完了を予定しています。当該工事の完了をもって、全ての工事が終了の見込みです。 【教育委員会事務局 管理部 学校施設整備課】</p>
18	<p>・東浦和駅舎及び駅前広場再整備の要望について</p> <p>東浦和駅舎は「東浦和第一区画整理事業」当時に開始されました。現在の乗降客増をみると狭小です。駅舎増床と駅前広場を合わせた再整備を要望します。</p>	<p>○東浦和駅舎の再整備について 東浦和駅舎の増床につきましては、令和6年6月13日付で、東日本旅客鉄道株式会社へ御要望をお伝えいたしました。 【都市局 都市計画部 交通政策課】</p> <p>○駅前広場の再整備について 駅前広場においては、現時点で再整備の計画はありません。 東浦和駅前通りにおける歩道のバリアフリー化を進めてまいります。 【建設局 土木部 道路環境課】</p>
19	<p>・東浦和橋南側の振動対策工事について</p> <p>東浦和橋南側の道路接続部分の振動対策工事をお願いします。</p>	<p>東浦和橋南側の道路振動につきましては、舗装の損傷によることから舗装の打ち換えを行います。(6月22日施工済) 【緑区役所 くらし応援室】</p>
20	<p>・歩道の白線について</p> <p>歩道に白線を引いてほしい。 ※具体的場所 緑区大間木518-1 マンモトキヨシ浦和大間木店 東側歩道上(約250m) ※理由① 東浦和駅に向かう自転車と尾間木小学校に通う小学生がふくそうして危険である。 ※理由② 車道には自転車専用レーンがあるが、朝は逆行なため、自転車は歩道を走る。</p>	<p>当該箇所においては、交通管理者と協議の上、平成30年度に車道左側に自転車通行空間を整備しております。なお、道路交通法の観点から、軽車両である自転車は原則車道の左側を走行するものとなっており、歩道への白線設置は予定しておりません。 【建設局 土木部 道路環境課】</p>

## 令和6年度 緑区対話集会開催概要(7月)

No	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
21	<p>・尾間木小通学路にある歩行者用信号の青色信号時間の延長について</p> <p>尾間木小通学路内の歩行者用信号の「青」の時間を5秒程長くしてほしい(現在17秒程)。</p> <p>※理由① スクールゾーンの時間帯(AM7:30~8:30)は、小学生が集中して登校するため、赤信号待ちの間、歩道に児童たちの長蛇の列ができてしまうため。</p> <p>※理由② 東西方向と南北方向での通行車数は、さほど差がないが、東西方向の道路は5秒程長い(22秒程)。</p>	<p>歩行者用信号の青色信号時間の延長につきましては、所管が浦和東警察署交通課となります。このご要望内容を6月11日(火)に、浦和東警察署交通課の担当者に伝えました。</p> <p>【浦和東警察署】</p>